

各種事務事業の取扱い（公営住宅関係）

各種事務事業の取扱い（公営住宅関係）について提案する。

平成 15 年 12 月 25 日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会
会長 田 岡 克 介

協議項目	26 - 5 - 4 各種事務事業の取扱い（公営住宅関係）
<ul style="list-style-type: none">・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。・ 公営住宅管理のうち、駐車場使用料については、現行のとおりとする。・ 単身者住宅管理については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。	

協 議 調 書
(総 括 表)

協議項目	26-5-4	各種事務事業の取扱い(公営住宅関係)	所 管	建設水道専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。 ・公営住宅管理のうち、駐車場使用料については、現行のとおりとする。 ・単身者住宅管理については、合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。 			

区 分	具 体 の 取 扱 い
1. 関係団体(協議会等)	石狩市の加入団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。
2. 附属機関等	合併時に廃止するものとする。
3. 公営住宅管理	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、公営住宅ストック総合活用計画については、合併後に新市において再編するものとし、駐車場使用料は、現行のとおりとする。
4. 単身者住宅管理	合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。

(個 表)

1. 関係団体(協議会等) (第7回現況調書151ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	北海道住宅建設促進会	北海道住宅建設促進会	北海道住宅建設促進会	石狩市の加入団体は引き続き加入し、厚田村及び浜益村の加入団体は脱退するものとする。

2. 附属機関等 (第7回現況調書152ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
附属機関	該当なし	厚田村村営住宅入居者選考委員会	浜益村公営住宅入居者選考委員会	石狩市においては公開抽選としているため、合併時に廃止するものとする。

3. 公営住宅管理 (第7回現況調書150～153ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
ストック計画	石狩市公営住宅ストック総合活用計画 (平成15年度策定)	厚田村公営住宅ストック総合活用計画 (平成13年度策定)	該当なし	合併後に新市において再編するものとする。
施 設	船場団地 10戸 はまなす団地 50戸 柏北団地 32戸 柏西団地 16戸 親船団地 19戸 柏東団地 32戸 花川団地 54戸 南花川団地 71戸 八幡団地 18戸 計302戸	厚田東団地 10戸 厚田西団地 8戸 厚田南団地 16戸 厚田中央団地 12戸 別狩団地 16戸 別狩東団地 8戸 別狩第2団地 6戸 望来北団地 4戸 望来東団地 12戸 望来南団地 6戸 計98戸	若葉団地 8戸 青葉団地 4戸 計12戸	現行のとおりとする。

(3 . 公営住宅管理つづき)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
家 賃	(算出方法)毎年度、入居者の収入に基づき、公営住宅法及び同施行令に規定する方法により算出した額とする。 施行令には家賃算定基礎額が定められており、立地条件、地価、床面積、経過年数等を勘案する。	(算出方法)毎年度、入居者の収入に基づき、公営住宅法及び同施行令に規定する方法により算出した額とする。 施行令には家賃算定基礎額が定められており、立地条件、地価、床面積、経過年数等を勘案する。	(算出方法)毎年度、入居者の収入に基づき、公営住宅法及び同施行令に規定する方法により算出した額とする。 施行令には家賃算定基礎額が定められており、立地条件、地価、床面積、経過年数等を勘案する。	公営住宅法及び同施行令により家賃の算定方法が定まっていることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
駐車場使用料	月額 2,500 円(1 戸 1 区画) 現在は花川団地のみ該当	該当なし	該当なし	現行のとおりとする。

4 . 単身者住宅管理 (第 7 回現況調書 1 5 4 ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
施 設	該当なし	クリーンリバーあつた 93 8 戸 シーサイドもうらい 98 8 戸 リバーサイドべつかり 99 8 戸 計 2 4 戸	該当なし	合併時に厚田村の制度に合わせるものとする。
家 賃		月額 30,000 円		